

ドメインサービス約款

第1条（約款の適用）

1. このドメインサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「さくらのドメイン取得サービス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用される IP アドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織である **The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers** を指します。
2. 「レジストリ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する組織のうち、サービスサイトに記載の組織を指します。
3. 「レジストラ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う組織のうち、サービスサイトに記載の組織を指します。
4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ及びレジストラの総称です。
5. 「上位規約等」とは、各上位組織が定める最新のドメイン名に関するポリシー、方針、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。
6. 「Whois データベース」とは、ICANN の上位規約等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。

第3条（サービス内容）

1. 本サービスは、レジストリ又はレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請若しくは届出、又はドメイン名の移管に関する諸手続（以下、併せて「登録申請等」といいます。）を、当社が、新規登録を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）又は利用者に代わって行うサービスです。
2. 本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。
 - (1) .jp ドメイン
 - (2) .com .net .org .info .biz その他、サービスサイトにおいて取扱うトップレベルドメイン
3. 前項第1号に定める.jp ドメインとは、次の各号のドメイン名を指すものとします。
 - (1) 株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」といいます。）の定める「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」第3条にいう「汎用 JP ドメイン名」

- (2) JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第 3 条にいう「属性型地域型 JP ドメイン名」
- (3) JPRS の定める「都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第 3 条にいう「都道府県型 JP ドメイン名」
- 4. 第 1 項にかかわらず、本サービスにおいて、「地域型 JP ドメイン名」（JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」2.2 が規定するものをいいます。）及び「都道府県型 JP ドメイン名」の新規登録は行いません。

第 4 条（上位規約等）

- 1. 利用契約には、基本約款及び本約款に加えて、上位規約等が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款及び本約款と上位規約等に矛盾又は抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。

第 5 条（紛争処理方針）

- 1. 利用者は、ドメイン名に関する紛争について、次の各号に定める紛争処理方針に従い、自らの費用と責任でこれを解決するものとし、当社は、各紛争処理方針に定めのない限り、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 第 3 条第 2 項第 1 号に定める.jp ドメイン名の場合は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JP ドメイン名紛争処理方針」
 - (2) 第 3 条第 2 項第 2 号に定めるドメイン名の場合は、ICANN の定めた「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy、以下、「UDRP」といいます。) 及び別途適用される紛争処理方針がある場合には当該紛争処理方針（サービスサイトに定めます。）

第 6 条（登録申請等代行の手続）

- 1. 登録希望者は、当社所定の申込書又はサービスサイトに表示している申込画面（以下、併せて「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出又は送信することによりドメイン名の新規登録の申請の代行を申し込むものとします。かかる申込みににおいて、登録希望者は、その責任においてドメイン名を選定するものとします。登録希望者が、当社に利用料金を支払った後は、理由の如何にかかわらず、選定したドメイン名を変更することはできないものとします。
- 2. 利用者は、申込書に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出又は送信することにより、新規登録以外の登録申請等の代行を申し込むものとします。
- 3. 当社は、登録希望者又は利用者から利用料金の支払いがあったことを確認した後、前各項の代行に着手するものとします。

第 7 条（申込みの拒絶）

1. 当社は、基本約款における申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、上位規約等に照らし当社として不適当と認めた場合及びサービスサイトに定める各ドメインを登録することができる資格、個数その他登録にかかる条件に適合しない場合も、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。

第8条（登録拒否）

1. 上位組織が、当社が代行して行った登録申請等を拒否した場合は、当該登録申請等に応じた登録等は実施されません。この場合、当社は利用者に対して、当社が受領した利用料金のうち、登録申請等代行手数料を差し引いた金額を返金するものとし、当該返金を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条（登録情報の開示及び利用）

1. 利用者は、申込書に記入した利用者の情報が、Whois データベースへの登録等、公的に利用されること、及び上位組織が当該利用に関して制定した上位規約等に基づいて行う要請に従うことに同意するものとします。
2. 利用者は、当社に対し、前項に定める Whois データベースへの利用者の情報の登録等において、当該情報の一部につき、当社所定の方法により当社の情報を用いて登録することを要請できるものとします。

第10条（利用料金）

1. 登録希望者及び利用者は、利用料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。
2. 第14条第2項による、利用者が利用するドメイン名の更新については、更新費用が生じます。ドメイン名の更新を希望する利用者は第14条第1項に定める登録期間が満了する月の前月末日又は前々月末日のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める利用料金を当社に支払うものとします。
3. ドメイン名の登録情報変更を希望する利用者は、当該作業申込みを当社が受理した日が属する月の翌月末又は翌々月末のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める利用料金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスでは、利用料金を日割で精算することはありません。

第11条（必要情報の提供）

1. 登録希望者及び利用者は、当社に対し正確な情報を提供するとともに、当社に提供したすべての情報を、正確かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、登録希望者又は利用者に対し、利用契約更新時その他必要に応じて、登録希望者又は利用者が当社に提供した情報以外の情報であって本サービスの提供に必要な情報を要求する場合があります、登録希望者又は利用者はこれに応じるものとします。

第12条（登録ドメイン名の譲渡）

1. 利用者は、次の各号に掲げる事項をすべて満たす場合、当社所定の手続を経ることにより、そのドメイン名を第三者に譲渡することができます。
 - （1）当該第三者が基本約款、本約款及び上位規約等に従うことに書面により同意すること
 - （2）基本約款、本約款又は上位規約等において当該第三者が当該ドメイン名の譲渡を受け
る条件を満たしていること
 - （3）当該ドメイン名譲渡の申請手続が適正であると当社が認めること

第13条（登録及び使用の制限）

1. 上位組織及び当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者のドメイン名の登録を取消、移転、修正又は抹消する権利を有します。
 - （1）利用者が上位規約等、基本約款又は本約款に違反した場合
 - （2）上位規約等に基づき、正当な手続を経て要求又は許可された場合
 - （3）ドメイン名登録の取消、移転、修正又は抹消に関する各国の法令に基づく場合
 - （4）上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合
 - （5）ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合
2. 当社は、ドメイン名の登録又は使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録等の手続を中止し又はドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程及び結果の詳細について、当社は利用者の開示する義務を負わないものとします。
3. 利用者は、第1項各号による登録申請等の拒否、登録等の手続の中止、ドメイン名の使用の停止又はドメイン名の登録の取消、移転、修正若しくは抹消について、異議申立をすることはできないものとします。上位組織によるドメイン名の登録等の完了後に、ドメイン名の使用の停止又はドメイン名の登録の取消、移転、修正若しくは抹消がなされた場合、当社が受領した利用料金は返金されません。

第14条（登録期間、解約及び更新）

1. 本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間（以下、「登録期間」といいます。）は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、又は当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日から起算して、サービスサイトに定める期間のうち登録希望者又は利用者が選択した期間とします。
2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者からのドメイン名の解約の申請がなければ、ドメイン名の登録期間を、利用者が前項で選択した登録期間と同一の期間、更新するものとします。ただし、第10条第2項に定める支払期限までに利用料金の支払いが確認できない場合は、本サービスにより登録されたドメイン名を抹消する手続をとるものとします。

3. 利用者は、当社に対し、サービスサイトに記載する日までに通知することにより、サービスサイトに記載する日をもってドメイン名を解約することができます。この場合、通知の時期にかかわらず、当社が受領した利用料金は返金されません。

第15条（サービスの終了）

1. 当社は、上位組織の解散又はそのドメイン登録事業の終了により、本サービスの全部又は一部の提供を終了する場合があります。この場合、当社は、サービス提供の終了の旨を遅滞なく利用者に対して通知するよう努めます。ただし、この場合のサービス提供の終了及び通知の遅延について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスが終了する場合、利用者は、利用者のドメイン名の使用の継続、又は登録の抹消等に関して、利用者の責任において、当社所定の手続を行うものとします。利用者は、当社所定の手続を行わないときは、利用者の意思に反して、そのドメイン名又は利用者に関する情報の登録がそのまま継続され、又はこれらの登録が抹消される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2018年8月29日から適用されたドメインサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年5月8日より適用されます。